

三奈木駐在所だより

令和7年
5月号



- 佐田川 -

作成：三奈木駐在所



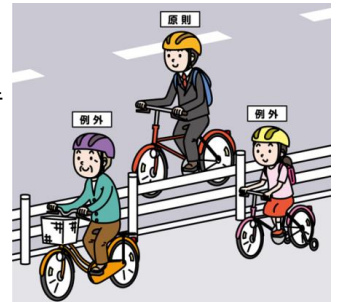
自転車を利用する全ての方へ

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は道路交通法上、**軽車両**と位置付けられています。
- 自転車が歩道を通行することができるのは
 - ・ 普通自転車歩道通行可（通称「**自歩可規制**」）の標識があるとき
 - ・ **13歳未満**の子どもや**70歳以上**の高齢者
 - ・ その他、身体の不自由な方が運転しているときです。



※ 普通自転車の歩道通行可標識



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 令和6年11月から自転車の交通違反に対する**罰則が強化**されています。
- 自転車だから基本的な交通ルールは守らなくてもいいという考えは払拭しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

- 夜間においてライトが点灯されていないと、周りの車や人が気づきにくく、**交通事故の加害者や被害者になる可能性**があります。

④ 飲酒運転は禁止

- 自転車であっても飲酒した状態で運転する行為は犯罪です。
- 飲酒運転をしている若しくは、しようとしている人がいたら110番通報しましょう。
- 福岡県では条例で飲酒運転を見かけた際の110番通報が**義務**付けられています。



⑤ ヘルメットを着用

- 頭部への**被害軽減効果**があり、致命傷や後遺症を避けることができます。
- **頭部を守る**ということはとても重要であり、大切な家族を失わないためにも日頃から基本的な交通ルールを意識して運転し、周りの方へ教えてあげましょう。

三奈木駐在所から

令和6年3月25日付で三奈木駐在所に配置となりました
桑江 央人（くわえ ひろと）
と申します。

出身は長崎県対馬市で家族構成は
妻 ほのか 娘 陽愛（ひより）
の3人暮らしです。

着任して早々、地域の方から野菜等の激励を頂き、夫婦共々大変感謝しております。

これからは、若さを活かして積極的にパトロールやお宅をご訪問させて頂き、管内の状況や皆様の警察へのご要望等を把握するとともに、住民の皆様の安全の確保・安心感の醸成に努めていきます。

最後に最愛の娘の写真を載せていますが、私自身毎日とても癒されており、家族と一緒に仕事ができることが力となっています。
よろしければ皆様も娘や妻、私の顔を見に是非、三奈木駐在所にお越しください、お待ちしております。



【事件事故】（3/25～4/17）

【窃盗】	1件
【ケガのある事故】	2件
【ケガのない事故】	7件